

東大阪ラグビースクールパラダイスクラブ 規約

平成19年4月改則

- 第1条 本会は東大阪ラグビースクールパラダイスクラブ(通称ヒガパラ)と称する。
- 第2条 平成14年8月26日を設立、発足日とする。
- 第3条 本会の主たる事務局は会長宅内に置く。 会計は会計宅に置く。
- 第4条 本会は会員相互の親睦と東大阪ラグビースクールの共存共栄の実を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- 1) 東大阪ラグビースクールの賛助に関する事業。
 - 2) 会員の親睦を図る事業。
 - 3) その他目的達成に必要な事業。
- 第6条 本会の会員は満50歳以上のスクールコーチ、OB生の保護者、または本会の趣旨に賛同する者。
- 第7条 本会の会費は次のように定める。
- 1) 会費は年額1000円とする。
 - 2) 会費の納入は7月末日までとする。
 - 3) 既納の会費は返納しない。
- 第8条 本会に次の役員を置く。
会長・会計・会計監査・庶務・企画・顧問・相談役、各1名。
- 第9条 役員の仕事は次の通りとする。
- 1) 会長は本会を代表し、会務を司る。
 - 2) 役員は本会の事業を審議し、執行する。
- 第10条 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。
- 第11条 本会の事業、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第12条 本会の規約の改廃、事業計画、予算計画、役員の仕事は総会にて行なう。
- 第13条 総会は年1度とし、その他必要に応じて会長が召集する。
- 第14条 総会は全会員の過半数の出席(委任状を含む)を以って成立する。